

## 財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団寄附行為

財団法人足利市体育・文化振興会寄附行為（昭和51年4月3日認可）の全部を変更する。

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 この法人は、財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団（以下「財団」という。）と称する。

#### （事務所）

第2条 財団は、事務所を栃木県足利市に置く。

#### （目的）

第3条 財団は、足利市内における都市緑化の推進に関する事業、公園緑地の維持管理並びに文化・スポーツ活動の振興及び普及に関する事業並びに文化・スポーツ施設の管理運営を行い、もって市民の健全な心身の発達と潤いのある文化的な生活の形成その他公益の増進に寄与することを目的とする。

#### （事業）

第4条 財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 都市緑化の推進及び緑化運動に関する事業
- (2) 公園緑地の維持管理及び緑の保全に関する事業
- (3) 文化・スポーツ活動の振興及び普及に関する事業
- (4) 文化・スポーツ施設の管理運営
- (5) その他財団の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 資産及び会計

#### （資産の構成）

第5条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### （資産の種別）

第6条 財団の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 財団の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便局、銀行等への定期預金等、信託会社への信託、国債又は公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。ただし、これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3月以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添付するものとする。

(長期借入金)

第13条 財団が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁に届け出なければならない。

(会計年度)

第14条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員及び顧問

(役員の種類及び定数)

第15条 財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 常務理事 1人
- (3) 理事(理事長及び常務理事を含む。) 10人以上15人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
- 7 監事に変更があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、財団を代表し、その業務を統括する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、財団の常務を処理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、財団の業務を議決し、及び執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これ

を理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

( 役員の任期 )

第 1 8 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員の解任 )

第 1 9 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決に基づいて、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員に通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

( 役員の報酬等 )

第 2 0 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 顧問 )

第 2 1 条 財団に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱するに。

3 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 理事会

( 構成 )

第 2 2 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べるることができる。

( 権能 )

第 2 3 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、財団の運営に関する重要な事項を議決する。

( 種類及び開催 )

第 2 4 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 1 7 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

( 招集 )

第 2 5 条 理事会は、第 1 7 条第 4 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合には、請求のあった日から起算して 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

( 議長 )

第 2 6 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、第 2 4 条第 3 項第 3 号の規定により招集された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

( 定足数 )

第 2 7 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

( 議決 )

第 2 8 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として表決に加わる権利を有しない。

( 書面表決等 )

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 財団に評議員10人以上15人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるものは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第17条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定めるものとする。

4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長からの諮問に応じ必要な事項について審議し、及び助言する。

5 評議員会には、第24条第3項、第25条第3項及び第27条から第30条

までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるものは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 賛助会員

### (賛助会員)

第33条 財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第35条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て解散することができる。

### (残余財産の処分)

第36条 財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、財団と類似の目的を有する団体、地方公共団体又は国に寄附するものとする。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第37条 財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が

別に定める。

(書類等の備付け)

第38条 財団の事務所には、常に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員、職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産台帳、負債台帳及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章補則

(委任)

第39条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

この寄附行為は、平成16年4月1日から実施する。

(認可年月日 平成16年3月1日)